

神楽五色麺及び夜叉うどん名称の使用規程

（目的）

第1条 この規程は、「神楽五色麺及び夜叉うどんの名称」（以下、「名称」という。）を使用するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（名称に関する権利）

第2条 名称に関する一切の権利は安芸高田市（以下「市」という。）に属する。

（使用の申請）

第3条 名称を使用しようとする者は、あらかじめ、「安芸高田市歴史・伝統文化を活用した地域活性化実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）の使用許諾を受けなければならない。

2 前項の使用許諾を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類等を実行委員会に提出しなければならない。

- (1) 使用申請書（別記様式第1号の1）
- (2) 商品説明書（別記様式第1号の2）
- (3) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (4) 名称を使用する商品がわかる写真・原材料等
- (5) その他実行委員会が必要と認める書類

3 第1項にかかわらず、報道関係機関、教育機関等が報道、または教育目的で使用する場合、市等が主体となって実施するイベント等においてはその限りではない。

（審査の方法）

第4条 実行委員会は、前条の使用申請があった場合は、別紙「神楽五色麺及び夜叉うどんのルール」（以下、「ルール」という。）及び別に定める審査要領に基づき、次の手順により審査を行う。

- (1) 申請書の書類審査（実行委員会による）
- (2) 商品の現物審査（実行委員会の定める審査員による）

（使用の許諾）

第5条 第3条の使用申請が、前条のルール等に適合すると認められる場合には、実行委員会は使用の許諾を行う。この場合において、実行委員会が必要があると認めるときには、名称の使用方法について条件を付することができる。

2 実行委員会は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書（別記様式第2号）を申請者へ送付する。

(使用許諾の制限)

第6条 名称の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、実行委員会は許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 名称のイメージ又は市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 暴力団やこれに類する反社会的団体所属者及びこれらと密接な関係を有する者が使用する場合及びこれらの者に商品等を販売する場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (7) 法令等に基づく衛生管理や品質管理がなされていない場合
- (8) 法令等に基づく正しい表示がなされていない場合
- (9) その他実行委員会が別に定める要件に該当しない場合

(許諾の有効期限)

第7条 名称の使用許諾の有効期間は、許諾を受けた日から当該日の翌々年度の末日までとする。ただし、名称の使用期間が限定されている場合は、当該使用許諾の期間を短縮することができる。

- 2 前項の期間満了後において、継続して認定を希望するものは「様式第1号」による再申請を行うこと。
- 3 前項の規定にかかわらず、第5条の規定により使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)は当該使用許諾を受けた事項を変更しない限り、第1項の期間満了後においても、在庫整理の期間として名称を使用することができる。

(変更等)

第8条 使用者が使用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書(別記様式第3号)を実行委員会に提出し、実行委員会の許諾を受けなければならない。

- 2 実行委員会は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうち、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書(別記様式第4号)を交付する。

(許諾の取消等)

第9条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾を取り消し、使用者に対し、名称の使用停止、実行委員会の用意した販促物の返却等を求めることができ

る。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第5条の使用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他名称の使用継続が不適當であると認められた場合

2 実行委員会は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 実行委員会は、使用者に名称の使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(損失補償等)

第10条 実行委員会は、名称の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、名称を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、実行委員会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、名称の使用に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第11条 実行委員会は、名称の使用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、安芸高田市企画振興部政策企画課が行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、名称の使用に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年9月20日から適用する

(別記1)

神楽五色麺及び夜叉うどんのルール

1. 神楽五色麺のルール

- ① 安芸高田市内の食堂等で提供を行う事業者であること。ただし、イベント時の提供についてはこの限りではない
- ② 「神楽五色麺 青の△△」という名称を用いること（青は赤、黄、白、黒に置き換え）。
- ③ 神楽にちなんだ五色（赤、黄、青、白、黒）のいずれかまたはすべてをテーマにすること。ただし赤単色をテーマとする場合は夜叉うどんに限る。
- ④ 安芸高田市の素材を一つ以上使用すること
- ⑤ 実行委員会が用意した「五色神楽麺」の箸袋（別記2）を購入しそれに入れて箸で提供すること
- ⑥ 販売前に、実行委員会の審査員による認定を受けること
- ⑦ 実行委員会配布の幟（別記2）を立て、実行委員会が指定する販促物を使用すること
- ⑧ 定番メニューとして提供すること

2. 神楽五色麺 赤の夜叉うどんのルール

- ① 安芸高田市内の食堂等で提供を行う事業者であること。ただし、イベント時の提供についてはこの限りではない
- ② 「神楽五色麺 赤の夜叉うどん」という名称を用いること
- ③ 安芸高田市の青ネギを使用すること
- ④ 実行委員会が指定する濃縮ベーススープを使用し、唐辛子、一味、ラー油を加えること。その配合比率は各店舗の判断で行ってよい。
- ⑤ 麺はうどんとすること
- ⑥ メインの食材として、豚ばら肉を使用すること
- ⑦ 実行委員会が用意した「五色神楽麺」の箸袋（別記2）を購入しそれに入れて箸で提供すること
- ⑧ 販売前に、実行委員会の審査員による認定を受けること
- ⑨ 実行委員会主催の講習会に参加すること
- ⑩ 実行委員会配布の幟（別記2）を立て、実行委員会が指定する販促物を使用すること
- ⑪ 定番メニューとして提供すること

(別記2)

神楽五色麺及び夜叉うどんの名称及びロゴ、デザイン

1. 神楽五色麺及び夜叉うどんに関する名称及びロゴ、デザイン

●名称

神楽五色麺

●箸袋デザイン

表



裏



●幟デザイン

サイズ：大（幅 450mm,高さ 1,500mm）

サイズ：小（幅 100mm,高さ 300mm）



2. 夜叉うどんに関する名称及びロゴ、デザイン

●名称

神楽五色麺 赤の夜叉うどん (キャッチフレーズ: 鬼より辛い 夜叉うどん)

●箸袋デザイン

神楽五色麺と同じものを使用

●幟デザイン

サイズ: 大 (幅 450mm, 高さ 1,500mm)

サイズ: 小 (幅 100mm, 高さ 300mm)



(別記様式第1号の1)

神楽五色麺及び夜叉うどんの名称 使用申請書

平成 年 月 日

安芸高田市歴史・伝統文化を活用した
地域活性化実行委員会

実 行 委 員 長 様

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者 職・氏名

㊟

神楽五色麺及び夜叉うどんの名称を使用したいので
下記の通り申請いたします。

名 称	
製造者／製造場所	
販売者・販売場所	
使用する名称の種類	() 神楽五色麺 () 夜叉うどん ※いずれかに○を付けてください
連 絡 先	担当者名： 電話番号： FAX： E-MAIL：

添付書類

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料(パンフ等)、個人の場合はプロフィール
- (2) 「製造、販売に係る保健所の営業許可証(写)」
- (3) 「商品説明書(別記様式1号の2)」

(別記様式第1号の2)

神楽五色麺及び夜叉うどんの名称 商品説明書

商 品 名	
予定販売価格	
安芸高田市産の食材	
原 材 料	
特 徴	
商 品 等 写 真	
備 考	

①神楽五色麺の場合は、「特徴」に黄、青／緑、白、黒の色を明記してください

②商品等写真には、商品、メニューブック、パッケージ等、商品の概要がわかる写真を貼付してください。完成前の場合はイメージ図等がかまいません。

(別記様式第2号)

神楽五色麺及び夜叉うどんの名称 使用許諾書

許 諾 第 号
平成 年 月 日

_____(申請者名) 様

安芸高田市歴史・伝統文化を活用した
地域活性化実行委員会 実行委員長 (氏 名)

平成 年 月 日付けで申請のありました下記商品について、神楽五色麺及び夜叉うどんの名称(以下、「名称」という。)の使用について、許諾します。

なお、利用に当たっては利用上の条件に留意してください。

記

1. 商品名：
2. 事業者名：
3. 事業者住所：

以上

<名称の使用上の条件>

- ① 名称を、許諾を受けた商品の名称やパッケージデザイン等に使用することができます。また、完成前に申請した場合は、完成後速やかに完成品の写真を提出してください。
- ② 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ③ 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、安芸高田市歴史・伝統文化を活用した地域活性化実行委員会(以下、「実行委員会」という。)及び安芸高田市は一切の責任を負いません。
- ④ 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑤ 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合、使用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑥ 使用者が、上記の警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑦ 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から名称を使用することはできません。また、取り消しにより使用者に生じた損害について、実行委員会及び安芸高田市は一切の責任を負いません。
- ⑧ 名称の適切な使用を図るため、使用の状況、使用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑨ 神楽五色麺及び夜叉うどんの名称使用規程は、必要に応じて変更することがあります。

(別記様式第3号)

平成 年 月 日

神楽五色麺及び夜叉うどんの名称 変更申請書

安芸高田市歴史・伝統文化を活用した
地域活性化実行委員会

実 行 委 員 長 様

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者 職・氏名 ㊟

平成 年 月 日付け許諾第 号で許諾を受けた神楽五色麺及び夜叉うどんの名称の使用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

許諾を受けている 商品の名称	
変 更 点 (具体的に書いてくだ さい)	
連 絡 先	担当者名 : 電話番号 : FAX : E-MAIL :

添付書類

- (1) 変更する内容がわかる写真
- (2) 当初の利用許諾書(使用許可書)の写し(コピー)

(別記様式第4号)

神楽五色麺及び夜叉うどんの名称 使用変更許諾書

平成 年 月 日

_____(申請者名) _____様

安芸高田市歴史・伝統文化を活用した
地域活性化実行委員会 委員長 (氏 名)

平成 年 月 日付けで変更申請のありました下記商品について、神楽五色麺及び夜叉うどんの名称(以下、「名称」という。)の使用について、許諾します。

なお、利用に当たっては利用上の条件に留意してください。

記

1. 商品名：
2. 事業者名：
3. 事業者住所：
4. 許諾期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

以上

<名称の使用上の条件>

- ① 名称を、許諾を受けた商品の名称やパッケージデザイン等に使用することができます。また、完成前に申請した場合は、完成後速やかに完成品の写真を提出してください。
- ② 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ③ 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、安芸高田市歴史・伝統文化を活用した地域活性化実行委員会(以下、「実行委員会」という。)及び安芸高田市は一切の責任を負いません。
- ④ 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑤ 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合、使用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑥ 使用者が、上記の警告に応じない場合は、許諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑦ 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から名称を使用することはできません。また、取り消しにより使用者に生じた損害について、実行委員会及び市は一切の責任を負いません。
- ⑧ 名称の適切な使用を図るため、使用の状況、使用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑨ 神楽五色麺及び夜叉うどんの名称使用規程は、必要に応じて変更することがあります。